年　　　月　　　日

（誓約書様式（表））

坂祝町長　柴山　佳也　様

住所又は事務所所在地

(フ　リ　ガ　ナ)　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

商号又は名称

(フ　リ　ガ　ナ)　　　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

氏名又は代表者名

生　年　月　日　　　　　　　年　　月　　日

誓　約　書

私は、中小企業等経営強化法に基づく私の「先端設備等導入計画」を坂祝町から認定を受けるにあたり、次に掲げる事項を誓約します。

１　私は、暴力団員又は坂祝町暴力団排除条例第２条第３号のいずれにも該当せず、同条例第５条及び第１０条の規定を遵守します。

２　私は、坂祝町暴力団排除条例第２条第３号に掲げる者の該当の有無を確認するため、坂祝町から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

３　私は、先端設備等導入計画の認定にあたり、町税等に未納がないことを確認するため、個人情報（課税状況等）を調査されることに同意します。

○坂祝町暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2)　暴力団員　法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3)　暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及び暴力団準構成員、暴力団関連企業、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団をいう。

(4)　暴力団の排除　暴力団及び暴力団員等による不当な行為を防止し、並びに暴力団員等による不当な行為により町民の生活又は町民の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

(5)　町民等　町民及び事業者をいう。

(6)　暴追センター等　法第32条の3第1項の規定により公安委員会から岐阜県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者及びその他暴力団の排除のための活動に取り組む団体をいう。

（町民等の責務）

第5条　町民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むよう努めるとともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2　事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3　町民等は、基本理念にのっとり、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を持つことのないよう努めるものとする。

4　町民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、町及び警察その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（利益の供与の禁止）

第10条　町民等は、暴力団の威力を利用する目的又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又はその目的に関与する者に対し、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

2　町民等は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又はその目的に関与する者に対し、事情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。

（誓約書様式（裏））